

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

# 国別指針と情報ノート ベトナム：政治的対立者

バージョン 2.0

2016年11月

# 序文

内務省の意思決定者に出身国情報（COI）と、特定のタイプの保護と人権の申立の取り扱いに関して政策上の指針を提供するものである。これには、申し立てが、亡命の許可、人道的保護、または裁量許可（discretionary leave）を正当化できるかどうか、および申し立てが却下された場合、2002年の国籍、移民及び庇護法

（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）の第94節下で「明らかに根拠がない」と証明できるかどうかが含まれる。

意思決定者は、本文書に含まれる政策上のガイダンス、入手可能なCOI、該当する判例法、および関連の政策に関する内務省のケースワークガイダンスを含む、事例ごとの具体的な事実及び関連する全証拠を考慮した上で、個人レベルで、申し立てを検討しなければならない。

## 国別情報

本書記載のCOIは、（大半が）英語で公開された様々な外部情報源を基にまとめられた。情報の関連性、信頼性、正確性、客観性、最新性、透明性、および追跡可能性を考慮し、可能な場合には常に、正確を期すために、独立した情報源の全般にわたって使用された情報を補強するよう尽力した。引用される全情報源に、脚注で言及した。情報は、2008年4月付の[出身国情報\(COI\)を処理するためのEU（欧州連合）共通ガイドライン](#)、及び2012年7月付の[欧州庇護支援事務所の調査ガイドラインである出身国情報報告方法論](#)を参照に調査され、提示された。

## フィードバック

私たちの目標は、資料の継続的改善にある。本文書に関するご意見は以下にメールをお送りください（[国別の政策及び情報チーム](#)）。

## 国別情報に関する独立諮問グループ

2009年3月に国境局独立主任検査官（Independent Chief Inspector of Borders and Immigration）は、内務省のCOI資料の内容についての提言を目的として国別情報に関する独立諮問グループ（Independent Advisory Group on Country Information, IAGCI）を設立した。IAGCIは、内務省のCOI資料に関するフィードバックを歓迎する。内務省の資料や手順、政策を是認するのはIAGCIの役目ではない。IAGCIの連絡先は以下の通り：

国境局独立主任検査官（Independent Chief Inspector of Borders and Immigration）  
5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN.

Eメール：[chiefinspector@icinspector.gsi.gov.uk](mailto:chiefinspector@icinspector.gsi.gov.uk)

IAGCIの業務に関する情報やIAGCIの審査するCOP文書のリストは独立主任検査官のウェブサイトで閲覧できる（<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>）。

# 目次

<b>政策ガイダンス</b> .....	<b>4</b>
1. 序章 .....	4
1.1 申立の根拠 .....	4
2. 問題の検討 .....	4
2.1 信頼性.....	4
2.2 リスクの評価 .....	4
2.3 保護 .....	5
2.4 国内移動 .....	5
2.5 認証 .....	6
3. 政策の要約 .....	6
<b>国別情報</b> .....	<b>7</b>
4. 政治的権利 .....	7
5. 法的文脈 .....	8
6. 政治的表現の自由 .....	8
6.1 政治活動家.....	8
6.2 政治犯.....	9
6.3 人権擁護家.....	10
7. 結社・集会の自由 .....	11
7.1 法的権利と制限 .....	11
8. 表現の自由とメディア .....	12
8.1 法的権利 .....	12
8.2 ジャーナリスト .....	12
8.3 ブLOGGERなどのインターネットを利用する活動家.....	13
9. 司法/法の支配 .....	15

# 政策ガイダンス

更新日：2016年11月29日

## 1. 序章

### 1.1 申立の根拠

- 1.1.1 政府又はベトナム共産党（Communist Party of Vietnam、CPV）の実際の政治的対立者又はそのように見なされたために国家による迫害や深刻な危害を受ける恐れがある。
- 1.1.2 宗教的/民族的少数派の活動家の処遇に関する情報については、「ベトナム：民族的少数派」及び「ベトナム：宗教的少数派」記載の各国情報と政策についての注記を参照。

## 2. 問題の検討

### 2.1 信頼性

- 2.1.1 信頼性評価について詳しくは、信頼性および難民の地位の評価に関する庇護の指示（[Asylum Instruction on Assessing Credibility and Refugee Status](#)）を参照。
- 2.1.2 更に意思決定者は、英国ビザの申請又はその他の出国申請の有無についても確認しなければならない。ビザに適合する庇護申請書は、庇護面接以前に調査されるべきである（ビザ適合に関する庇護指示、英国ビザ申請者からの庇護申立（[Asylum Instruction on Visa Matches, Asylum Claims from UK Visa Applicants](#)）を参照）。
- 2.1.3 更に意思決定者は、言語分析テスト実施の必要性を検討するべきである（言語分析に関する庇護指示（[Asylum Instruction on Language Analysis](#)）を参照）。

### 2.2 リスクの評価

- 2.2.1 ベトナムは政治的意見の相違を積極的に抑圧している。ベトナムは政府ともベトナム共産党（Communist Party of Vietnam、CPV）とも無関係な政党や労働組合、人権団体をすべて禁止している。特に政府を変える権利をはじめとする国民の政治的権利には厳しい制約がある。当局は集会に正式な承認を要求し、政治的理由又は他の理由で許容できないと見なす集会や行進、抗議には認可を拒否している（[Political rights](#)を参照）。
- 2.2.2 当局は政治活動家と見なされた人々を、例えば抗議行動やブログのようなオンラインメディアでの政府批判を理由として、曖昧な「国家安全保障」の規定下で罪状なしで無期限に拘留しているとの報告がある。被拘留者は長期に

わたる拘留と当局による虐待を受けているとのことである（政治活動家及び[政治犯](#)を参照）。

- 2.2.3 ブLOGGERを含む多数の人権擁護家が同様に「反政府的プロパガンダ」及び/又は国益に反する行動をとったとして告訴されている。彼らも同様に恣意的な拘留や逮捕、嫌がらせのリスクに晒されている。一部には、自宅軟禁や、パスポートの発行拒否又は没収など、移動の自由に厳しい制約を受ける例もある（[人権擁護家](#)を参照）。
- 2.2.4 政府はインターネットへのアクセスを制御し、オンラインで表明された政治的意見を抑圧している。政府の政策や複数政党制度、人権についての思想の公開にインターネットを利用する政治活動家と人権擁護家には、当局による交流と投獄のリスクがあると報告されている。他にも、監視や脅し、家族の所有分も含むコンピューターと携帯電話の没収の被害を受ける人々がいる（BLOGGERなどのインターネットを利用する活動家を参照）。
- 2.2.5 [Vietnam: Ethnic minority groups](#) 及び [Vietnam: Religious minority groups](#) 記載の国別情報と政策に関する覚書も参照。
- 2.2.6 人権擁護家やジャーナリスト、インターネット上での活動家などが、政治的対立者の活動に参加した、又は政治的対立者に関与したと見なされると、結果として当局に目を付けられ、現実的に迫害のリスクに直面することになる。このリスクは彼らの家族にも及ぶことがある。
- 2.2.7 各事例とも関連の事実に基づいて検討しなければならない。自身の活動や過去の経験のために、ベトナム当局との利害が相反すること、そして彼らの実際の、又は見なされた場合も含め、政治的意見のために迫害される可能性が高いことを実証する責任はその人物にかかっている。
- 2.2.8 リスク評価についての詳細は、[Asylum Instruction on Assessing Credibility and Refugee Status](#) を参照。

## 2.3 保護

- 2.3.1 政府による迫害や深刻な危害を恐れている場合、その者は当局の保護を申請できない。
- 2.3.2 政府による保護の有無の判断についての詳細とガイダンスは、[Asylum Instruction on Assessing Credibility and Refugee Status](#) を参照。

## 2.4 国内移動

- 2.4.1 国家による迫害又は深刻な危害の恐れがある場合は、そのリスクを逃れるためにベトナム国内を移動することができない。
- 2.4.2 国内移動について詳しくは、[Asylum Instruction on Assessing Credibility and Refugee Status](#) を参照。

## 2.5 認証

- 2.5.1 申立てが拒否される場合、2002年国籍・移民・庇護法の第94節下の「明確に根拠がない」としては認証されにくい。
- 2.5.2 認証に関するガイダンスの詳細は、[Appeals Instruction on Certification of Protection and Human Rights claims under section 94 of the Nationality, Immigration and Asylum Act 2002 \(clearly unfounded claims\)](#) を参照。

## 3. 政策の要約

- 3.1.1 ベトナムは政治的意見の相違を積極的に抑圧する。政府を批判する者、インターネットで政府の政策や複数政党制度や人権について意見を公開する者、他にも政府やベトナム共産党（Communist Party of Vietnam、CPV）の脅威と見なされる見解を表現する者は、その政治的意見を根拠とした恣意的な逮捕と拘留のリスクに晒される。
- 3.1.2 家族が虐待のリスクに晒される事例もある。
- 3.1.3 こうした処遇の犠牲者は、実効性のある国家の保護にアクセスすることも、リスク緩和を目的としたベトナム国内の移動も不可能となる。
- 3.1.4 案件毎に個々の利点に基づいて検討するべきである。自身の政治的活動の結果として当局に要らぬ関心を持たれた、又はその可能性が高いことを示す責任はその人物にかかっている。
- 3.1.5 申立てが拒否される場合、「明確に根拠がない」としては認証されることはあまりない。

# 国別情報

更新日：2016年11月29日

## 4. 政治的権利

4.1.1 9500万人余りの人口で331,210 km<sup>2</sup>の国土を持つベトナムは東南アジアに位置し、タイ湾とトンキン湾、南シナ海だけでなく中国、ラオス、カンボジアとも国境を接している。

4.1.2 2016年11月3日に更新されたCIAワールド・ファクトブック（CIA World Factbook）記載のベトナムの国別情報では、2015年の失業率は3.5%とし、以下を記している：

「ベトナムは1986年以降、中央計画経済の硬直性から移行しつつある、人口密度の高い発展途上国である…。ベトナム当局は経済近代化と更なる経済の解放へのコミットメントを再確認している。ベトナムは、競争や輸出主導型の産業を促進する世界貿易機関（World Trade Organisation、WTO）に2007年1月に加盟した。ベトナムは2015年に環太平洋連携協定（Trans-Pacific Partnership）の自由貿易合意交渉に合意した12カ国の1つである。「近年のハノイは成長の推進とマクロ経済の安定性の中で揺れ動いている。2015年の間にベトナムの管理通貨であるドンは5%ほど為替が下落した。貧困は大幅に減少し、ベトナムは毎年100万人以上増加する労働人口に見合う雇用の創出に努めている。」

4.1.3 フリーダムハウスの報告書「2016年の世界における自由-ベトナム」（2016年1月27日付）は以下を述べている：

「ベトナム共産党（Communist Party of Vietnam、CPV）は政治権力を独占しており、他の党は合法的に活動できない。国会議員候補者の選考を担うベトナム祖国戦線（Vietnam Fatherland Front、VFF）は、表面的には国民を代表する組織の連合体だが、実際はベトナム共産党（Communist Party of Vietnam、CPV）の一翼として機能している。党内の派閥分立はあり、以前より顕著になってきているが、内部の異なる意見を公然と議論することは激しく抑制されている。」

4.1.4 シビル・ライツ・ディフェンダーズ（Civil Rights Defenders）はその2016年度の報告書でベトナムについて以下を記している：「ベトナムは国内法と国際法の下で人権上の義務を負うにも関わらず、ベトナムにおいて人権を守り、権力者の批判を表明するために基本的権利を行使する人々は、よく嫌がらせや脅し、迫害、投獄を受けている」

4.1.5 人権問題は依然として課題である。米務省（US Department of State）による「2015年度人権慣行に関する国別報告書：ベトナム」（2016年4月13日付）では以下を記している：

「同国最大の人権問題は、政府が国民の政治的権利に課している厳しい制約である。特に、自由で公正な選挙を通じて政府を変える権利、集会や結社、表現の自由など自由権の制限、恣意的拘留からの保護を含む国民の適正手続

の不十分な保護状況がこれにあたる。

「人権侵害の例としては他にも、恣意的且つ不法な人命の剥奪、警察による襲撃と体罰、政治活動家の恣意的な逮捕と拘留、警察による逮捕/拘留中の容疑者の継続的虐待（致死力の行使と刑務所の陰惨な状況を含む）、公正且つ迅速な裁判を受ける権利の拒否などがある。」

## 5. 法的文脈

5.1.1 憲法第 2 章 14 条（人権と国民の基本的権利と義務）は以下を述べている：

「1. ベトナム社会主義共和国における政治的権利、自由権、経済的権利、文化的権利、社会的権利、並びに国民の権利は、憲法と法律に則り認知/尊重/保護/保障される。」

「2. 人権と国民の権利は、国防や、国家安全保障、社会的秩序と治安、社会道徳、社会の健全性を理由とする緊急事態においてのみ制約を受けるものとする。」

5.1.2 第 16 条では以下を述べている：

「1. 全国民は法の下で平等である。

「2. 何者もその政治的、国民的、経済的、文化的、社会的生活において差別されてはならない。」

5.1.3 第 25 条では以下を述べている：「国民は、言論と表現の自由、情報へのアクセス、集会/結社/抗議行動の権利を享受する。これらの権利の行使は、法により提供される」

## 6. 政治的表現の自由

### 6.1 政治活動家

6.1.1 **Formosa Plastics** グループが所有する鉄工所からの有害物質の流出を認めた後、ベトナム政府は、人権活動家、並びに同国中央沿岸の薬品汚染への政府の対応を批判する人々への弾圧を全土で強めた。この流出事件により、2016年4月には推定 115 トンの魚類が死に瀕し、Ha Tinh など中央部の省の漁業関係者と観光業界従事者が失業した。」この事件は 41,000 人の漁業関係者を含む 200,000 人の雇用を脅かした。Radio Free Asia は 2016 年 11 月 10 日に以下を報道した：

「アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）とその他の報告によると、ベトナム政府は、人権活動家、並びに同国中央沿岸を襲った薬品汚染への政府の対応を批判する人々への弾圧を全土で強めている。新しい市民社会団体である Alliance of Self-Determined People との関連のある 4 人が逮捕された。Vietnam Right Now の報告によると、3 人が刑法第 79 条の

「政権転覆の陰謀を実行した」嫌疑をかけられている。この厳法は反体制者によく使われ、12年から終身刑までの長い懲役刑が宣告されるのが通例だが、この法で有罪とされると死刑もあり得る。」

- 6.1.2 米務省 (US Department of State) による「2015 年度人権慣行に関する国別報告書：ベトナム」 (2016 年 4 月 13 日付) では以下を記している：  
「憲法では結社の権利を個人に与えているが、政府は結社の自由を厳しく制限し続けており、対抗する政党を認可も許容もしていない。政府は、国民は既に確立された、党の管理する大規模団体の中で、通常はベトナム祖国戦線 (Vietnam Fatherland Front、VFF) の指導の下で勤務すべきと主張し、私的な独立系団体の設立を禁止している。」
- 6.1.3 このフリーダム・ハウス (Freedom House) の報告書は以下を追記している：「不法とされた野党の指導者と構成員は逮捕と投獄の対象となる。」
- 6.1.4 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) による世界の人権状況に関する 2015/2016 年度報告書 (2016 年 2 月 24 日付) では以下を記している：「当局は未だに曖昧な文言の罪状で起訴し、主に 1999 年刑法 (1999 Penal Code) 258 条 (民主的自由の濫用による国家の利益と、団体及び/又は国民の正当な権利の侵害) を用いて穏健な活動家に有罪判決を出している。」
- 6.1.5 このフリーダム・ハウス (Freedom House) の報告書には以下も記している：「法で禁じられた改革派政党連合であるブロック 8406 (Bloc 8406) の構成員、Lê Thanh Tùng は、ベトナム共産党 (Communist Party of Vietnam、CPV) 総書記の訪米直前にあたる 2015 年 6 月に恩赦を認められた。しかし彼は「反政府的プロパガンダ」による 4 年間の懲役刑を半年後に終えるところで、同年には他の反体制派が逮捕されている。」
- 6.1.6 2016 年の米務省 (USSD) の報告書とヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) の 2016 年度ワールドレポートベトナム編 (World Report 2016 – Vietnam) は共に、2015 年中に政府を批判する者や活動家の巻き込まれた多数のインシデントを記している。

## 6.2 政治犯

- 6.2.1 米務省 (US Department of State) による「2015 年度人権慣行に関する国別報告書：ベトナム」 (2016 年 4 月 13 日付) では以下を記している：：  
「刑期満了と逮捕/有罪件数の減少により、政府による政治犯の拘留は子あれまでよりも少なかった。2014 年末時点の政治犯は約 125 人だったが、2015 年末時点では 95 人となっている。政府は、ベトナム国内に政治犯はいないと主張し、海外の人権団体や人道支援団体による政治犯への定期的アクセスを許さなかった。」

## 6.2.2 米務省 (USSD) の報告書は以下も追記している :

「(2015年)3月に、良心の囚人である Dinh Nguyen Kha, Dang Xuan Dieu、 Nguyen Hoang Quoc Hung と Tran Vu Anh Binh は、ブンタウ省 (Vung Tau Province) にある Xuyen Moc 刑務所で Binh が独房監禁されたことに抗議して10日間のハンガーストライキを行った...」

「当局は政治犯を通常の犯罪者も収容する特別指定刑務所に送るのが通例で、政治犯と非政治犯は隔離されていることが多い。著名な政治犯の一部について、政府は完全に隔離する。活動家からは、MPS 職員が自白させるために両親の囚人を暴行したり、自白書を作るために仲間の囚人に暴行させたり、待遇改善を約束したりといった他の手段を行使しているとの報告がある。

「元良心の囚人の中には、囚人たちは十分な食料を与えられず、品質も低かったと報告する者もいる。複数の元囚人からは、毎日、米と野菜を2杯だけ与えられ、虫や石などの異物混入も多かったと報告されている。」

## 6.2.3 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) による世界の人権状況に関する 2015/2016 年度報告書 (2016年2月24日付) では以下を記している :

「良心の囚人に対する拘留と処遇条件は依然として厳しい。これには、身体的な運動の欠如、口頭又は身体的な攻撃、自然光の殆ど入らない暑い監房での長期拘留、衛生器具の拒否、頻繁な刑務所間移送、家族が来にくい自宅や家族から遠く離れた場所での拘留などが含まれる。」

## 6.2.4 以下も追記された : 「Tạ Phong Tần (上記を参照)、8年の刑期を務める Nguyễn Đăng Minh Mẫn、4年の刑期を務める Đinh Nguyên Kha など、複数の囚人が、独房監禁の行使と囚人虐待に抗議してハンガーストライキを行っている。旧教徒の社会活動家で3年半の刑期を務める Nguyễn Văn Duyệt は、聖書を拒否されたことに、社会正義活動家で5年の刑期を務める Hồ Thị Bích Khương は、刑務所間移送の際に私物の持ち込みを認められたかったことに抗議した。」

## 6.3 人権擁護家

### 6.3.1 シビル・ライツ・ディフェンダーズ (Civil Rights Defenders) はその2016年度の報告書でベトナムについて以下を記している : 「広義の文言で規定される刑法第88条 (「反政府的プロパガンダ」に対する規制) と第258条 (「民主的自由による国家の利益、組織及び/又は国民の正当な権利と利益の侵害」の濫用禁止) の下で、過去4年の間にブロガーを含む大勢の人権擁護家が起訴や投獄をされた。」

### 6.3.2 以下も追記されている : 「特に人権擁護家に対する恣意的な拘留、逮捕と嫌がらせが蔓延している。人権擁護家は、自宅監禁や、パスポートの拒否/没

収といった移動の自由を制限されることもある。人権擁護家は、政府の渡航禁止者リストに記載されている。近年では、警察や平服のエージェント、身元不明の悪漢による反体制者と活動家への身体的暴行が発生しているが、事実上罰せられていない。」

**6.3.3 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International)** は以下を記している：「人権擁護家と政府批判者の逮捕/起訴件数は前年比で減少した一方で、身体的な攻撃や移動の制約は増加した。複数の活動家が自宅に監禁されている。人権関連イベント参加目的での渡航希望者ではパスポートを没収された人もいる。出発できたとしても複数の人が帰国後に警察に逮捕されている。」

## 7. 結社・集会の自由

### 7.1 法的権利と制限

**7.1.1 シビル・ライツ・ディフェンダーズ (Civil Rights Defenders)** はその 2016 年度の報告書でベトナムについて以下を記している：「公共集会と結社に関する法律は未決のままである。」

**7.1.2** 以下も追記された：「集会/結社の自由の権利は、2013 年の憲法第 258 条で保障されている。実際には政府による厳しい社会統制と主催者/参加者双方への厳しい罰則により、国民の抗議は稀だが、近年では頻繁にみられるようになった。土地没収に抗議する農家や地方住民、係争水域に関する中国の領海申立に対抗する人々が多数の抗議行動を起こしている。陸軍を含む国の治安部隊は、「開発プロジェクト」や「土地差押え」に反対する人々を定期的に取り締まっている」

**7.1.3 シビル・ライツ・ディフェンダーズ (Civil Rights Defenders)** は 2016 年に以下を報告している：「中央沿岸の省で魚資源を激減させた環境被害への政府の対応の悪さを巡り、ベトナム全土の市町村で平和的なデモが発生した。当初、この抗議行動は許容されたものの、後には過剰な武力行使を以って迎えられ、数百人の抗議者が逮捕/拘留された。」

**7.1.4 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International)** の 2015/2016 年度報告書は以下を記している：「表現/結社/平和的集会の自由の権利の行使を求める独立系活動家グループの構成員は、治安部隊との共謀が疑われる身元不明者や警察による監視や、移動の制約、恣意的な短期拘留、身体的攻撃などの嫌がらせを頻繁に受けた。大勢の活動家が攻撃されたが、釈放された囚人や人権侵害の被害者に面会した前後、もしくはイベントや会合の参加時が多かった。」

## 8. 表現の自由とメディア

### 8.1 法的権利

- 8.1.1 憲法と法は表現の自由を求めているが、米務省（USSD）による 2015 年度の報告書には以下が記されている：「政府指導者個々への批判、複数政党制度/複数政党制民主主義の推進、センシティブな問題（人権/宗教の自由/中国との統治権紛争など）に関する政策批判といった要素を含む言論に対し、政府は規制をつづけている。さらに政府は、活動家による会合と通信を、学術機関も含めて監視することにより批判を防ごうとしている。」
- 8.1.2 フリーダム・ハウス（Freedom House）による 2016 年度のインターネットにおける自由度（2016 年 11 月 14 日付）は以下を報告している：「情報セキュリティ法が 2015 年 11 月に成立し、2016 年 7 月 1 日に発効してサイバーセキュリティ保護が導入された。懸念されるその規定では、国の管轄当局からの要請を受けた際にはユーザーの個人情報に同意なく共有することが認められており（Article 17.1.c）、当局の要請時の解読キーの引き渡しは義務化され、暗号化を主要機能とするツールに対しては許認可を要件化して、匿名性を脅かしている。」
- 8.1.3 フリーダム・ハウス（Freedom House）による 2015 年度ベトナムにおける表現の自由の報告書（2015 年 10 月 20 日付）は以下を述べている：「1999 年メディア法により、報道各社は、個人や組織にとって「偽り、歪曲、又は抽象的で有害な」情報の報道を禁じられた。名誉棄損に対する刑期は規定されていないものの、同刑法下での、政府関係者に言及するなどの様々な言論関係の違反では懲役刑の可能性がある。」

### 8.2 ジャーナリスト

- 8.2.1 2016 年度ワールド・プレス・フリーダム・インデックス（World Press Freedom Index）でベトナムは 180 カ国中 175 位に格付けされており、この数字は大きいほど状況は悪い。
- 8.2.2 シビル・ライツ・ディフェンダーズ（Civil Rights Defenders）はその 2016 年度の報告書でベトナムについて以下を記している：「ほとんどのメディアと刊行物が国営化されているか、ベトナム共産党（Communist Party of Vietnam、CPV）の実質支配下にある状況では、メディアの自由は厳しく制限される。集会/結社の自由の権利に対する制限は、法の上でも現実でも続いている。2015 年の刑法修正では、厳格な規定がすべて残された。」
- 8.2.3 米務省（US Department of State）による「2015 年度人権慣行に関する国別報告書：ベトナム」（2016 年 4 月 13 日付）では以下を記している：「治安要員が、センシティブな記事の扱いを理由にジャーナリストを攻撃、脅し、又は逮捕したとの報告が多数ある。」

- 8.2.4 フリーダム・ハウス (Freedom House) による 2015 年度ベトナムにおける表現の自由の報告書 (2015 年 10 月 20 日付) は以下も報告している:「センシティブなトピックを報道するジャーナリストに対して警察は暴力や脅し、自宅/事務所の捜索といった手段を頻繁に用いている。過去 5 年間に複数の著名なジャーナリストが国外退去している。」
- 8.2.5 米務省 (USSD) による 2015 年度の報告書では、ジャーナリスト関連のインシデントが多数記録されている。」

### 8.3 ブLOGGERなどのインターネットを利用する活動家

- 8.3.1 インターネットを介して人権や、政府の政策、複数政党制度に関する見解を公開した個人に対する当局の拘留と投獄が続いている。
- 8.3.2 国境なきレポーター (Reporter Without Borders) が、そのウェブサイトでベトナムのプロファイルを以下のように報告している:「全メディアが共産党 (Communist Party) から指示を受ける中、それらと無関係な報道の情報源はブロガーと市民ジャーナリストであり、彼らは常に、警察の暴力を含む極めて過酷な迫害のターゲットとなっている。刑法が「民主主義による自由の濫用」を投獄で処罰可能とする一方で、法令 72 号ではインターネットの使用が「個人情報」に限定されている。この曖昧に定義された違反により、当局はどのような反体制派も確保することができる。」
- 8.3.3 2016 年 11 月に、ジャーナリスト保護委員会 (Committee to Protect Journalists, CPJ) は、「特に独立系ブロガーをターゲットとした、政府による反体制派の弾圧が強まっている。本年は 3 人のブロガー (Nguyen Huu Vinh, Nguyen Thi Minh Thuy, Nguyen Ngoc Gia) が記事を理由に有罪判決を受けた。」
- 8.3.4 更に 2016 年 10 月に国境なきレポーター (Reporter Without Borders) は、以下のように報告している:「(ベトナムは) ベトナム人のジャーナリストとブロガーを隔離する政策をとっており、海外と連携しようとする者は制度的に処罰される。」追記して「最近の事例では、(2016 年) 9 月 26 日に、バンコク行の航空機に搭乗しようとする人権ウェブサイト Defend The Defenders の編集者を Noi Bai 国際空港のセキュリティ担当者が阻止している。」渡航阻止の理由として、彼らは法令 136 号と「国家安全保障」を挙げた... 直近の犠牲者としては Nguyen Nhu Phong などがいる。彼は国有ニュースウェブサイト、PetroTimes の編集者だったが、別名 Wind Trader として知られ、国外追放された反体制派ブロガー Bui Than Hieu へのインタビューの抜粋を公開したことを理由に解雇され、プレスカードを剥奪された。」
- 8.3.5 米務省 (US Department of State) による「2015 年度人権慣行に関する国別報告書: ベトナム」 (2016 年 4 月 13 日付) では以下を記している:「政府はインターネットアクセスに対する統制をさまざまな形で続けている。いる。インターネットにはアクセスできるが、限られたインターネット・サー

ビス・プロバイダー（ISP）を介さなければならず、それらはすべて完全な国営企業か、実質的に政府の統制下にある。そして統制にもかかわらず、インターネットへのアクセスと使用は拡大し続けている...」

当局は、政治的動機によるブロガーの逮捕や有罪判決のみならず、短期拘留、監視、脅し、活動家や家族の持つコンピューターと携帯電話の没収といった手段も用いてオンライン上の政治的意見を抑圧し続けている。政府は依然としてオンラインで自身の政治的見解を平和的に表現した活動家に対しても、刑法 258 条を用いている。反体制者とブロガーは、MPS から自宅のインターネット・サービスの切断を頻繁に命令されていることを報告している。」

**8.3.6** フリーダム・ハウス（Freedom House）による 2016 年度のインターネットにおける自由度（2016 年 11 月 14 日付）は以下を報告している：

「様々なセンシティブな話題に関する政治的コンテンツは、特にベトナム語で記載されている場合にオンラインで制限される。Facebook は 2016 年 5 月に抗議への対応として短期的にブロックされたようだが、ブログやソーシャルメディア用のプラットフォームは幅広く入手可能である。オンラインでの政府批判に対して厳しい罰金を課す際には、2015 年の導入以降、法令 174 号が広く用いられている。更に、2014 年 10 月に発行された通達 09 号では、当局の要請を受けたウェブサイト所有者はコンテンツを直ちに削除することを求めており、結果的に自己検閲が強化されている。政府は 2013 年に、有給コメントターを利用していることを公式に認めたが、以降もこの人数は増え、オンラインコンテンツの操作が続いている。」

**8.3.7** このフリーダム・ハウス（Freedom House）の報告書では以下も追記している：「インターネットのコンテンツ制作者は、オンライン情報の質に影響を及ぼす様々な圧力をかけられている。すべてのコンテンツは公開前に社内の検閲を通過しなければならない。週次ミーティングでは党委員会から編集者達にガイドラインが配布され、報道又はもみ消す分野と主題だけでなくどの程度まで踏み込んでよいかまで指示される。公開後であっても編集者とジャーナリストは、投獄や罰金、戒告、失業を含む制裁措置を受ける可能性がある。」

**8.3.8** フリーダム・ハウス（Freedom House）は以下を記している：「2015 年末時点で少なくとも 15 人のブロガーと活動家が依然として投獄されている。対象期間中に裁判が始まり、判決を受けた人もいるが、裁判なく拘留できる法的上限期間を大幅に超過した後のことである。有名な独立系ブログ Anh Ba Sam の運営者 Nguyen Huu Vinh は、刑法第 258 条を理由に 2014 年 5 月にアシスタントの Nguyen Thi Minh Thuy と共に逮捕された。第 258 条（2）の容疑者は、公判前拘留として最長 6 カ月間、有罪判決後は更に 90 日間の拘留が認められる。しかし両者とも 2016 年 3 月、ハノイでの公判でそれぞれ 5 年と 3 年の懲役刑を受けるまでに 22 カ月以上も拘留された。」

## 9. 司法/法の支配

9.1.1 シビル・ライツ・ディフェンダーズ（Civil Rights Defenders）はその2016年度の報告書でベトナムについて以下を記している：「司法は独立しておらず、政府とベトナム共産党（Communist Party of Vietnam、CPV）による支配と影響を受けている。公判前拘留は長期化して数カ月に及ぶことも多く、裁判は拙速な上に、特に政治的動機のある事件では、推定無罪の原則が大抵は支持されない。被告人と被告側弁護士は弁護の権利を拒否され、準備に十分な時間を与えられず、起訴内容に関する情報不足に陥ることもある。被告人の家族や他国の外交官、ジャーナリストは、大抵は公判の傍聴を阻まれる。ワールド・ジャスティス・プロジェクト（World Justice Project）の2015年度法の支配インデックスによるとベトナムは、政府権力に対する司法の制限、正当な法手続、民事/刑事裁判における政府の影響の3分野でのスコアが低かった。」

9.1.2 米務省（US Department of State）による「2015年度人権慣行に関する国別報告書：ベトナム」（2016年4月13日付）では以下を記している：「裁判官と裁判員の独立性は法律で規定されているが、司法の力は弱く、政府高官やベトナム共産党（Communist Party of Vietnam、CPV）指導部といった外部要因の影響に対して脆弱である。ジュライ同様に、政治の影響や、腐敗の横行、非効率性が司法制度を大きく歪めているとの信頼に足る報告が寄せられている。全員でなくともほとんどの裁判官はベトナム共産党（Communist Party of Vietnam、CPV）の党員であり、同党や地域高官による選別を受け、裁判官職への適合を判断されている。注目を集める事件、並びに、党や国家に対抗又は危害を及ぼす人物を当局が起訴した場合に、党の影響は特に顕著となる。

「2014年11月に制定され、[2015年]6月に施行された法廷の構成に関する法律には、公平な裁判の規定を意図した条項が含まれる。裁判官と裁判員は独立して採決を下すこととし、公判における省庁や団体、個人の干渉を禁止し、聴取は速やか且つ公的に行い、法廷は法の下での平等の原則を強調するものとし、有罪が証明されるまで当局は被告人を無罪と見なすことが規定されている。」

9.1.3 「2016年度世界の自由：ベトナム」と題したフリーダム・ハウス（Freedom House）の2016年1月27日付の報告書では以下が記されている：「2014年8月に施行された警察規定では、警察の捜査を明文化し、警察による尋問中の威圧を禁じている。人権団体の中にはこの施策を一步前進したと称える向きもあるが、批評家は実行に懸念があるとし、この改革は正当な法的手続の権利を保護できていないとの意見である。」